**令和３年度新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設への影響**

１　施設の休館及び開館時間短縮要請の期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **要　請　の　内　容** | **対　象　期　間** | **対象施設** |
| 開館時間の短縮（20時まで） | 令和３年４月５日～７日 | 体育会館 |
| 開館時間の短縮（20時まで） | 令和３年４月８日～24日 | ４ 施 設 |
| 施設の休館 | 令和３年４月25日～６月20日(57日間) | ４ 施 設 |
| 開館時間の短縮（20時まで） | 令和３年６月21日～７月11日 | ４ 施 設 |
| 開館時間の短縮（21時まで） | 令和３年７月12日～８月１日 | ４ 施 設 |
| 開館時間の短縮  （イベント：21時まで）  （上記以外：20時まで） | 令和３年８月２日～９月30日 | ４ 施 設 |
| 開館時間の短縮（21時まで） | 令和３年10月1日～24日 | ４ 施 設 |

※上記のほか、イベント開催時の収容人数の制限なども要請

２　１に係るキャンセル料等補填額

|  |  |
| --- | --- |
| **施設名** | **キャンセル料等補填額** |
| 漕艇センター | ２４９千円 |
| 臨海スポーツセンター | ２０，３１７千円 |
| 体育会館 | ９１，２９５千円 |
| 門真スポーツセンター | ７０，６３４千円 |
| 計 | １８２，４９５千円 |

＜参考＞大阪府の対応方針（財務部長通知）

１　利用者への対応

　　休館に伴い予約済みの案件は解約、徴収済みの利用料金は全額返金（キャンセル料は不徴収）

２　指定管理者への対応

⑴　キャンセル料相当額は、府が負担する。

⑵　休館による減収への対応については、休館補償としてではなく、当該移設の運営にかかる資金繰り等、各施設や指定管理者の置かれている状況、協定等の内容が施設により異なることを踏まえ、個別に対応する。